

【第3弾】松阪市コロナに負けるな！松阪みんなの商品券取扱要項

松阪市コロナに負けるな！松阪みんなの商品券実行委員会

1. 事業の目的

長引くコロナ禍、原油高、円安などによる原材料等の仕入れ価格の上昇は、市内の事業所及び店舗の収益を圧迫し、それに伴う小売価格の上昇は市民生活へも影響が出ている。これらに対応し、早期の経済回復と雇用を守ることを目的に3回目のプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の発行・販売等の事業を行うものとする。

2. 商品券の概要

- ・名 称 【第3弾】松阪市コロナに負けるな！松阪みんなの商品券
- ・発 行 者 松阪市コロナに負けるな！松阪みんなの商品券実行委員会
- ・発行総額 14億6千万円
- ・発行内容 18万2千5百冊
券面額500円の商品券16枚つづりを1セットとし、5,000円で販売。
商品券については16枚のうち6枚（3,000円分）は「じもと店舗応援推奨枠」（あか券）としている。
じもと店舗応援推奨枠（あか券）……松阪市内に本社、本店のある事業所、店舗で使っていただくよう推奨している券。（推奨しているが強制ではなく、じもと店舗以外でも使用できる。）

※引換券1枚で1冊購入可能。

3. 商品券の販売方法

三十三銀行（松阪本店営業部・市内各支店・出張所）にて販売。また、特設販売窓口を設置し販売する。

4. 販売対象者

市内全世帯（約74,500世帯）に、1世帯当たり2枚の購入引換券を発送する。また、18歳以下の子どもを持つ子育て世帯（約15,000世帯）に対しては購入引換券を2枚追加し、さらに、ひとり親・多子世帯（約3,500世帯）に対しては購入引換券1枚を追加する。

5. 商品券の使用可能期間

令和4年8月1日（月）～令和5年1月31日（火）までとする。

6. 商品券の制限事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 商品券の現金化は行なわない。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (4) 購入した商品券の払い戻しには応じない。
- (5) 有効期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (6) 商品券の盗難・紛失又は偽造・模造に対し、発行者はその責を負わない。
- (7) 商品券を転売してはならない。

7. 商品券の利用対象とならないもの

商品券の利用対象とならないものは、次のとおりとする。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にかかる業種。
- (2) 税（消費税及び地方消費税を除く。）及び電気料金、ガス料金、水道料金その他の公共料金の支払い。
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- (4) タバコの購入。※加熱式たばこ等の本体の購入は可能。

- (5)定期券、回数券及び駐車券の購入。
- (6)事業者間決済。
- (7)現金との換金、金融機関への預け入れ。

8. 取扱店の参加資格及び登録等について

(1)参加資格

松阪市内において事業を営む者とし、以下に該当する事業者を除く。

- ・「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にかかる事業所。
- ・役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
- ・「7. 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみ取扱う事業者。

(2)登録方法

- ①本事業に賛同し参加を希望する事業者は、届出により参加店舗になることができる。届出は以下の方法による。
 - ・専用ホームページにある「届出フォーム」に必要な事項を入力し届け出る。
 - ・別紙「届出書兼誓約書」を松阪商工会議所・松阪北部商工会・松阪香肌商工会に持参する。
- ②本事業に賛同し参加を希望する事業者は、上記の届出を行った後、必ず参加店舗証を店先の見えるところに掲示するものとする。なお、参加店舗証は、松阪商工会議所・松阪北部商工会・松阪香肌商工会にて入手するものとする。
- ③募集締切は令和4年11月30日(水)まで。
※参加店舗一覧(チラシ)に掲載できるのは、令和4年6月24日(金)までに届出いただいた店舗のみ。
- ④従来の参加店舗については、松阪商工会議所から発送される継続確認の通知により、登録内容を変更あるいは参加登録の取り消し又は参加店舗一覧への掲載を希望しない場合は、6月10日(金)までに所定の様式により松阪商工会議所まで届け出ることとする。

9. 商品券の換金手続きについて

(1)換金請求の期日

- ①令和4年8月1日(月)から令和5年2月17日(金)までの、三十三銀行の営業日とする。
- ②令和4年8月5日(金)以降毎週金曜日を締日とし、三十三銀行への振込の場合は翌金曜日に入金。他行への振込の場合は翌々水曜日に入金する。(休日の場合は翌営業日、入金は予定であり遅れる場合もある。)

(2)換金の流れ

- ①参加店舗は利用済み商品券を綴りから切り離し、裏面に自店名を明記(スタンプ可)し、三十三銀行へ換金請求書とともに提出する。
- ②三十三銀行より入金指定日に指定口座へ入金する。

10. 責務

参加店舗は次の事項を遵守しなければならない。

- (1)参加店舗であることが消費者にわかるよう見やすい場所に事務局が交付する掲示物を掲示する。
- (2)期間途中で参加店舗を脱退しないこと。使用期限(令和5年1月31日)まで継続すること。
- (3)通常の注意をもってすれば偽造されたとわかる券、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を事務局に報告すること。
- (4)自ら商品券を購入し自店舗で利用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- (5)商品券利用の制限事項以外の取引において、商品券の受取を拒まないこと。
- (6)利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は参加店舗の責務とすること。

1 1. 参加店舗の取り消し

参加店舗が本要項に違反する行為を行った場合、事務局は当該参加店舗の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は当該参加店舗に対し損害賠償請求ができるものとする。